

三次市中小企業信用保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内の中小企業者が創業及び経営革新を目的として、広島県信用保証協会の保証により融資を受けた場合に、中小企業者の負担する保証料に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象者等)

第2条 補助の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、市内に本店を有する法人若しくは個人又は市内に住所を有する新規創業者。ただし、経営革新補助金については次のいずれかに該当する者とする。

ア 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき、経営革新計画の承認を受けて行う者

イ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）に基づき経営資源活用新事業計画等の認定を受けて行う者

ウ 中小企業等経営強化法に基づき異分野連携新事業分野開拓計画（新連携計画）の認定を受けて行う者

エ 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）に基づく地域産業資源活用事業計画の認定を受けて行う者

オ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けて行う者

(2) 納期限の到来した市税、市の公共料金を完納している者

(3) 大企業者（第1号の中小企業者以外で事業を営むものをいう。）の出資比率が2分の1未満である者

(4) 別表の対象融資制度により、融資を受け、広島県信用保証協会の保証を受けた者

2 前項の補助金の交付額は、別表に定める補助額とする。ただし、1補助対象者につき50万円を限度とする。

3 補助金の交付を受けた中小企業者が当該融資を繰上償還し、保証料の還付を受けたときは、その保証料還付額に別表に規定する補助率を乗じた額を市に返還しなければならない

い。ただし、事業資金の借換えに伴う繰上償還による保証料の還付を受けた場合においては、この限りでない。

(補助金交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、三次市中小企業信用保証料補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、融資を受けた日の属する年度（ただし、融資を受けた日の属する年度の翌年度に起業した場合にあっては、起業した日の属する年度）の末日までに市長に申請するものとする。

- (1) 信用保証書（写）
 - (2) 信用保証料の支払を証明する書類（計算書（写）など）
 - (3) 法人登記事項証明書（写）（個人にあっては住民票（写））
 - (4) 最新の決算書（写）（経営革新補助金のみ）
 - (5) 各計画の承認証（写）（経営革新補助金のみ）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付決定等)

第4条 市長は、前条の申請について内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金額を決定し、申請者に対して三次市中小企業信用保証料補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第5条 前条の規定により補助金額の決定を受けた者は、遅滞なく三次市中小企業信用保証料補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助金を支払うものとする。
- (その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。
- (この告示の失効)
- 2 この告示は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

補助金名	交付条件	補助額	
創業支援補助金	(1) 次の融資を利用していること。 三次市創業支援資金 広島県創業支援資金 (2) 市内において開業すること、又は開業していること。	融資を受けた中小企業者が広島県信用保証協会に支払った保証料（借換資金に相当する保証料を除く。）に右の補助率を乗	補助率 100%
経営革新補助金	(1) 市内の金融機関から借入れを実行していること。 (2) 市内において決定融資の運用をすること。ただし、事業の性質上、市長が必要と認めた場合を除く。 (3) 計画に基づいた融資を実行していること。	じた額とする。	50%